

## 平成30年度北海道ヒグマ保護管理検討会の開催について

標記検討会を次のとおり開催します。

### 記

#### 1. 日 時

平成31年3月14日（木）9時30分～11時30分頃

#### 2. 場 所

かでる2・7 1050号会議室

（札幌市中央区北2条西7丁目 北海道立道民活動センター10階）

#### 3. 議 題（予定）

- （1）北海道ヒグマ管理計画の推進について
- （2）その他

#### 4. その他

- （1）会場の広さの都合から、傍聴者の定員は20名とします。
- （2）傍聴の受付は、9時頃から先着順で行い、定員になり次第終了します。
- （3）その他傍聴に係る遵守事項は、別紙「北海道ヒグマ保護管理検討会傍聴要領」のとおりです。

## 北海道ヒグマ保護管理検討会傍聴要領

### 1. 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、受付で氏名、住所を記入し、北海道ヒグマ保護管理検討会の座長（座長が不在の場合は座長代理。以下「座長等」という。）の許可を得た上で、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。

### 2. 傍聴するに当たっての守るべき事項

傍聴される方は、会議を傍聴するに当たり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
- (2) 会議において、飲食などはできません。
- (3) 会議において、写真撮影、録画、録音等はありません。ただし、座長等が認めた場合は、この限りではありません。
- (4) その他会議開催中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。

### 3. 会議の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。  
お分かりにならないことがあれば、お近くの係員にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が、以上のことをお守りいただけない場合は注意し、なおこれに従わない場合は、退場していただく場合があります。

#### 附則

この要領は、平成31年3月8日から施行する。